様式第１号

千葉市達　　第　　号
年　　月　　日

様

千葉市長　　印

空家等に係る事項に関する報告徴収書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第２２条第１項から第３項までの規定の施行のため、下記のとおり同法第９条第２項の規定に基づき当該空家等に関する事項について報告を求めます。

記

１　対象となる空家等

２　報告を求める内容

３　報告の提出先

４　担当

５　報告の期限

６　留意事項

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第２号

年　　月　　日

空家等に係る事項に関する報告書

（あて先）千葉市長

氏名（名称）
（代表者氏名）
住所（所在地）
連絡先電話番号　　－　　－
連絡先電子メールアドレス
@

年　　月　　日付け　　第　　号により報告を求められた空家等に係る事項について、空家等対策の推進に関する特別措置法第９条第２項の規定により下記のとおり報告します。

記

１　対象となる空家等
　所在地
　所有者の住所及び氏名

２　報告事項

３　添付書類

様式第３号

第　　号
年　　月　　日

様

千葉市長　　印

立入調査に関する通知書

あなたが所有し、又は管理する下記の　空家等／空　地　について、空家等対策の推進に関する特別措置法第９条第２項／千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する条例第５条第２項　の規定により立入調査を行いますので、同条第３項の規定により下記のとおり通知します。

記

１　対象となる空家等・空地

２　立入調査を行う理由

３　調査内容

４　調査年月日
　　年　　月　　日

５　調査員

様式第４号

（表）

５５ミリメートル

第　　号

立入調査員証

所　属
職　名
氏　名

上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第９条第２項
千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する条例第５条第２項
の規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。

年　　月　　日発行

千葉市長　　印

９１ミリメートル

（裏）

注意

１　この証票は、空家等対策の推進に関する特別措置法第９条第２項又は千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する条例第５条第２項に規定する立入調査を行う際に必ず携帯しなければならない。
２　この証票は、関係者の請求があったときは、速やかに提示しなければならない。
３　この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第５号

第　　号
年　　月　　日

様

千葉市長　　印

管理不全空家等への勧告書

あなたが所有し、又は管理する下記の空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法第１３条第２項の規定により下記のとおり勧告します。

記

１　対象となる空家等

２　勧告内容

３　勧告理由

４　担当

５　留意事項

様式第６号

第　　号
年　　月　　日

様

千葉市長　　印

特定空家等・管理不全な状態にある空地への勧告書

あなたが所有し、又は管理する下記の 空家等／空　地 について、

空家等対策の推進に関する特別措置法第２２条第２項
千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する条例第７条第２項 の規定に

より下記のとおり勧告します。

記

１　対象となる空家等・空地

２　勧告内容

３　勧告理由

４　措置期限

５　担当

６　留意事項

様式第７号

千葉市達　　第　　号
年　　月　　日

様

千葉市長　　印

措置命令書

あなたが所有し、又は管理する下記の　空家等／空　地　について、空家等対策の推進に関する特別措置法第２２条第３項／千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する条例第７条第３項　の規定により下記のとおり命令します。

記

１　対象となる空家等・空地

２　命令内容

３　命令理由

４　措置期限

５　担当

６　留意事項

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第８号

第　　号
年　　月　　日

様

千葉市長　　印

命令に関する事前通知書

年　　月　　日付け　　第　　号により勧告しました事案に関し、いまだ当該勧告の内容に従った措置がなされていません。このまま措置がなされない場合には、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第２２条第３項 / 千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）第７条第３項 の規定により、下記のとおり当該措置をとるよう命令することとなりますので、同条第４項の規定により通知します。

なお、あなたは、法第２２条第４項 / 条例第７条第４項 の規定により、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第５項の規定により、本通知書の交付を受けた日から５日以内に、千葉市長に対し意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

１　対象となる空家等・空地

２　命じようとする措置内容

３　命じようとする理由

４　意見書の提出及び意見の聴取の請求先（担当）

５　意見書の提出期限

６　留意事項

様式第９号

年　　月　　日

命令に関する意見書

（あて先）千葉市長

氏名（名称）
（代表者氏名）
住所（所在地）
連絡先電話番号　　－　　－
連絡先電子メールアドレス
@

年　　月　　日付け　　第　　号により通知がありました事案に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法第２２条第４項<br>千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する条例第７条第４項の規定により意見書を提出します。

様式第１０号

年　　月　　日

公開による意見聴取に関する請求書

（あて先）千葉市長

氏名（名称）
（代表者氏名）
住所（所在地）
連絡先電話番号　　－　　－
連絡先電子メールアドレス
@

年　　月　　日付け　　第　　号により通知がありました事案に関し、空家等対策の推進に関する特別措置法第２２条第５項
千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する条例第７条第５項
の規定により、公開による意見聴取を請求します。

様式第１１号

第　　号
年　　月　　日

様

千葉市長　　印

命令に関する意見聴取通知書

年　　月　　日付けで請求がありました公開による意見聴取について、空家等対策の推進に関する特別措置法第２２条第６項
千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する条例第７条第６項　の規定により下記のとおり行いますので、同条第７項の規定により通知します。

記

１　日時
年　　月　　日　　時　　分から

２　場所

３　出頭者

４　命じようとしている措置の内容

様式第１２号

年　　月　　日

命令代行措置に関する申出書

（あて先）千葉市長

氏名（名称）
（代表者氏名）
住所（所在地）
連絡先電話番号　　－　　－
連絡先電子メールアドレス
@

年　　月　　日付け千葉市達　　第　　号により命令がありました事案に関し、下記の理由から当該命令に係る措置を履行することができないため、千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する条例第７条第９項の規定により申し出ます。

記

１　対象となる空家等・空地

２　命令内容

３　命令に係る措置を履行することができない理由

様式第１３号

千葉市指令　　第　　号
年　　月　　日

様

千葉市長　　印

命令代行措置承認・不承認通知書

年　　月　　日付けで申出がありました命令代行措置について、審査の結果、当該申出を 承認する / 承認しない ことしましたので、千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する規則第１２条第２項の規定により通知します。

※不承認の場合、理由

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第１４号

命令代行措置に関する同意書

年　　月　　日付け千葉市指令　　第　　号により承認されました命令代行措置について、下記の事項に同意します。

また、当該措置に係る費用について、下記のとおりこれを負担することに併せて同意し、当該措置後、必ず納付します。

記

１　対象となる空家等・空地

２　命令代行措置の内容

３　命令代行措置の概算費用

４　所有者等の費用負担

５　その他市長が必要と認める事項

年　　月　　日

氏名（名称）　　㊞
（代表者名）
住所（所在地）

様式第１５号

第　　号
年　　月　　日

様

千葉市長　　印

公表通知書

年　　月　　日付け千葉市達　　第　　号により命令しました事案に関し、千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する条例第７条第１１項の規定により下記のとおり公表することとしましたので、千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する規則第１３条第２項の規定により通知します。

記

１　対象となる空家等・空地

２　公表の内容

３　公表の理由

４　公表の方法

５　公表の期間

様式第１６号

年　　月　　日

公表に関する意見書

（あて先）千葉市長

氏名（名称）
（代表者氏名）
住所（所在地）
連絡先電話番号　　－　　－
連絡先電子メールアドレス
@

年　　月　　日付け　　第　　号により通知がありました事案に関し、千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する規則第１４条第１項の規定により意見書を提出します。

様式第１７号

第　　号
年　　月　　日

様

千葉市長　　印

意見陳述の機会付与通知書

年　　月　　日付け千葉市達　　第　　号により命令しました事案に関し、いまだ当該命令の内容に従った措置がなされていません。このまま措置がなされない場合には、千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）第７条第１１項の規定により、下記のとおり公表することとなりますので、千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する規則第１４条第２項の規定により通知します。

なお、あなたは、条例第７条第１２項の規定により、本件に関し意見を述べることができる旨、申し添えます。

記

１　対象となる空家等・空地

２　公表しようとする内容

３　公表しようとする理由

４　意見書の提出先（担当）

５　意見書の提出期限

６　留意事項

様式第１８号

千葉市達　　第　　号
年　　月　　日

様

千葉市長　　印

戒告書

あなたが所有し、又は管理する下記の 空家等／空　地 について、空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」という。）第２２条第３項／千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する条例（以下「条例」という。）第７条第３項 の規定に基づき、　　年　　月　　日付け千葉市達　　第　　号により必要な措置をとるよう命じましたが、いまだ当該措置がなされていません。下記の措置期限までに措置をとらない場合は、法第２２条第９項／条例第７条第１３項 の規定により下記の措置を代執行しますので、行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）第３条第１項の規定により戒告します。

なお、代執行に要する費用は、行政代執行法第２条、第５条及び第６条の規定により、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、千葉市はその責任を負わないことを申し添えます。

記

１　対象となる空家等・空地

２　命令内容

３　措置期限

４　措置期限までに必要な措置をとらなかった場合に千葉市が代執行する内容

５　担当

６　留意事項

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第１９号

千葉市達　　第　　号
年　　月　　日

様

千葉市長　　印

代執行令書

あなたが所有し、又は管理する下記の 空家等 / 空　地 について、　　年　　月　　日付け千葉市達　　第　　号により必要な措置をとるよう戒告しましたが、指定の期日までに措置がなされていませんので、
空家等対策の推進に関する特別措置法第２２条第９項 / 千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する条例第７条第１３項 の規定により下記のとおり代執行を行いますので、行政代執行法（昭和２３年法律第４３号）第３条第２項の規定により通知します。

なお、代執行に要する費用は、行政代執行法第２条、第５条及び第６条の規定により、あなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、千葉市はその責任を負わないことを申し添えます。

記

１　対象となる空家等・空地

２　代執行の内容

３　代執行の実施時期

４　執行責任者

５　代執行に要する費用の概算見積額（実際に要した費用の額及び納期日は後日通知します。）

６　担当

審査請求等について

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌　日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第２０号

（表）

５５ミリメートル

第　　号

執行責任者証

所　属
職　名
氏　名

上記の者は、　　年　　月　　日付け千葉市達　　第　　号の代執行令書に定める執行責任者であることを証明する。

年　　月　　日発行

千葉市長　　印

９１ミリメートル

（裏）

注意

１　この証票は、空家等又は空地に係る措置の代執行を執行する際に必ず携帯しなければならない。
２　この証票は、関係者の請求があったときは、速やかに提示しなければならない。
３　この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様式第２１号

標識

下記の　空家等<br>空　地　について、所有者又は管理者は、
空家等対策の推進に関する特別措置法第２２条第３項<br>千葉市空家等及び空地の対策の推進に関する条例第７条第３項　の規定により措置をとることを、　　年　　月　　日付け千葉市達　　第　　号により命ぜられています。

記

１　対象となる空家等・空地

２　命令内容

３　命令理由

４　措置期限

５　担当